

# 法人事業概況説明書の記載ポイント

法人事業概況説明書の記載内容も税理士の多くは、税務署提出用に作成してしまっています。あなたの会社の法人事業概況説明書の記載内容を、この機会にもう一度確認してみてください。

表には、従業員数の状況や給与の決め方、ITなどの使用状況、そして経理責任者の経営者との関係や試算表の作成状況、経営者に対する貸付金や借入金など、税務署のみならず格付けにも関係する重要な項目が多数あります。

裏には、現金売上と掛売上の割合や売掛債権と仕入債務の締日と決済日の記入欄があり、この記載内容で、入金支払バランスの実情と、決められた決済状況との相違を把握することができ、大きく乖離している場合には、取立不能債権があることを読み取ることができます。

そして、粉飾決算の可能性も予見することができてしまいます。

法人事業概況説明書

11 事業の状況 11.1 法人の組織 11.2 役員 11.3 従業員 11.4 関係会社 11.5 関係会社との関係 11.6 関係会社との関係 11.7 関係会社との関係 11.8 関係会社との関係 11.9 関係会社との関係 11.10 関係会社との関係	12 主 な 設備 等の 状況 12.1 土地 12.2 建物 12.3 機械 12.4 器具 12.5 備品 12.6 その他
--	---

13 現金 13.1 現金 13.2 現金 13.3 現金 13.4 現金 13.5 現金 13.6 現金 13.7 現金 13.8 現金 13.9 現金 13.10 現金	14 債権 14.1 債権 14.2 債権 14.3 債権 14.4 債権 14.5 債権 14.6 債権 14.7 債権 14.8 債権 14.9 債権 14.10 債権	15 債務 15.1 債務 15.2 債務 15.3 債務 15.4 債務 15.5 債務 15.6 債務 15.7 債務 15.8 債務 15.9 債務 15.10 債務	16 その他 16.1 その他 16.2 その他 16.3 その他 16.4 その他 16.5 その他 16.6 その他 16.7 その他 16.8 その他 16.9 その他 16.10 その他
---	---	---	--

特に事業形態欄や主な設備等の状況などの欄は、文章での記載になりますから、顧問税理士に作成を任せたり、毎年同じような内容を記載することなく、必ず格付けの観点から経営者自身の言葉で作成することが必要です。なお、文章作成で考慮する点などは、下記を参考にして下さい。

特許などの知的財産を所有している場合のその相乗効果（間接的な場合を含む）  
その特許から直接利益を計上していなくても、特許があることによる受注など  
経営改善への取組み姿勢  
外部要因の責任にせず、新事業への経営努力の内容など  
人材育成への取組み姿勢  
教育訓練の具体的な内容や教育訓練費の勘定科目設定による経営姿勢など  
資金繰り重視の経営姿勢  
経常運転資金の改善への取組みや経営セーフティ共済への加入など  
経費削減への取組み姿勢  
具体的な経費削減の計画やその取組み状況など  
環境への取組み姿勢など

その他、法令順守の経営姿勢など、銀行の担当者が稟議書に書きやすい項目と内容を記載し、格付けを有利にするための観点から記載して下さい。

なお、記載枠が限られていますから、別紙にして作成することも一つの方法です。税務署にも同じ別紙を提出することで問題ありません。